

議案第58号

財産を無償で貸し付けること（(元) 皆生温泉公園） について

次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成26年2月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量
土 地	米子市皆生温泉三丁目1379番のうち一部ほか7筆	17,034.50平方メートル

2 相手方

米子市陽田町23番地6

野 嶋 功（皆生プレイパーク運営委員会代表）

3 貸付期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

4 理 由

県有財産の有効活用と維持管理費の低減を図るとともに、年間を通じたスポーツイベントや青少年育成活動等を通して地域の活性化を図る目的で設立された皆生プレイパー

ク運営委員会の活動の用に供するため、引き続き同委員会に当該土地を無償で貸し付けようとするものである。